

## 目次

C IV 8 -CR-★1-告訴状20201215.....	2
C IV 8 -CR-★2-証拠20201215.....	6
C IV 8 -CR-★3-2号証.....	7

# 告訴状C IV 8

令和2年10月27日

前橋地方検察庁 御中

## 告訴人

住所 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話(携帯) 090-3087-1577

## 被告訴人

前橋地方検察庁検察官検事の上村正に対し、犯人隠避罪(刑法103条)と公務員職権濫用罪(刑法193条)と脅迫罪(刑法222条)

## 告訴の趣旨

被告訴人らの以下の所為は、掲げた各罪に該当すると考えるので、厳罰に処することを求める告訴いたします。

### 告訴事実 合理的根拠の無い不起訴処分を行ったこと(1から3号証)

上村正は、包囲網として事前共謀して、私への脅迫の意図を持って、前橋地方検察庁検察官検事としての職務を装って、その職権を故意に行使しないことにより濫用して、以下の不当な不起訴処分を行い、私の告訴を妨害し、当該被告訴人らを隠避しました。

上村正は、群馬県警沼田警察署が令和2年6月8日付で、前橋地方検察庁に回付した告訴状C IV(3号証)を、令和2年10月13日付の処分通知書(1号証)を、令和2年10月14日着で私宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)に郵送することにより、不起訴処分としました。また上村正は、令和2年10月15日14:22(2号証)、電話でこの不起訴処分の理由の告知を求めたのに、起訴しないとゆう処分(同義反復)だとして、最後まで明確に告知しませんでした(おそらく起訴猶予、刑訴法261条違反)。

しかしながらこの不起訴処分は、以下の通り、私が訴えた当たり前の蓋然性の数々を否定する合理的根拠が無く、甚だしく経験則違反です。

要するに、普通はやらない行為を敢えて行ったことの蓋然性(刑事的観点)を無視しています。更には、告訴状C(郵便配達員の居眠り中の住居侵入、令和2年1月14日及び同月22日提出受理、令和2年3月30日不起訴処分、上村正検察官)や、告訴状D II(村人の石井恵子の留守宅侵入、令和2年6月29日提出受理、令和2年7月31日不起訴処分、寺田泰成検察官)など、同類の先行事件との相互関連性を総合すれば、無意識化の住居侵入という類型を皆で反復して見せることによる、包囲網としての私への組織力の誇示に相違無いことを無視しています。

加えて、恣意性一覧表に記載の各事件間の相互関連性を総合すれば、包囲網の実在に疑いは無く、皆が確信犯として事前共謀して、当たり前のことを認めないことによって、私限りで社会

今井豊(入澤雄一・上村正)

的妥当性を歪めて犯罪を正当化せんとする、公序良俗の偽装の陰謀が進行中であり、いずれも包囲網としての組織力の誇示に相違無いことを無視しております。

纏めると、この不起訴処分は、後述の通り、訴えた当たり前の蓋然性を、合理的根拠無く、認めておらず、甚だしい経験則違反であり、およそ刑事的視点を欠いており、捜査機関が犯罪被害の訴えを無視することに正当性の余地は無く、著しい社会不正義であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法 82 条)および信用失墜行為(国家公務員法 99 条)であり、差別的取扱であり、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、著しく信義則(民法 1 条)違反であり、公序良俗違反(民法 90 条)であり、不法行為(民法 709 条)であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反です。

### 脅迫であること

包囲網としての事前共謀による、一連の無言の威力脅迫であり、その根拠は、

### 第一に、当たり前のことを認めないと公序良俗の偽装の狙いと言えること

包囲網の圧倒的な組織力で、当たり前のこと(法令、蓋然性、経験則、論理則など)を認めないことによって、公序良俗を歪めんとする陰謀(Conspiracy)としか説明が付きません。

### 第二に、それが同時に、組織力の誇示、ひいては無言の脅迫の害意と言えること

公序良俗の偽装は、圧倒的な組織力によってしか実現できません。

また、公序良俗の偽装の状況(国家的隠蔽による無政府状態)が齎す脅迫効果は絶大です。

したがって必然的に、「お前など認めない」との、包囲網としての私の人格的生存(生命、自由、名誉)への害意になります。

### 犯人隠避であること

同時に必然的に、告訴状 C IV に記載した、住居侵入罪と脅迫罪の入澤雄一の隠避です。

### 職権濫用であること

刑訴法 248 条の起訴猶予処分は、殺人罪に加担する脅迫目的の住居侵入を認めない裁量では在り得ませんし、少なくとも、不起訴理由の告知を拒否したことは極めて妨害的です。

上記の脅迫罪や犯人隠避罪を行う為に、前橋地方検察庁検察官検事としての職務を装って、起訴猶予の職権を濫用して、合理的根拠無く不起訴処分を行い、私の告訴を妨害し、当該被告訴人らを隠避したことは、正当業務行為どころではなく、生命に対する権利(憲法 13 条)や「不当に脅かされない利益」を侵害し、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条ないし 31 条)の行使を妨害し、また、私に義務の無い本告訴状を作らせました。

## 当たり前の訴えを無視した不当性(反社会性と人権侵犯性)

### 1 合理的根拠が無いこと(理由不備) 甚だしい経験則違反

当たり前のことは、①法令、②経験則又は論理則、③蓋然性、など、場合により様々です。

不可欠の要素を無視した点は、経験則違反かつ論理則違反と考えます。

可能性無との判断だとすれば経験則違反ですが、それは不可能なので論理則違反です。

### 2 手続(告訴)妨害であること 適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害

第一に、反社会性であり、著しく不合理な判断なので、公序良俗違反(民法 90 条)です。

第二に、人権侵犯性であり、私の被害者性を無視しているので、著しく信義則(民法第 1 条)

2)違反であり、予見可能性に基く結果回避義務違反(職責違反)であり、「お前など認めない(非人間扱い)との、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意です。

## 入澤雄一の留守宅内侵入の概要

20200503 16:30頃、ヤマト運輸・群馬水上センターの入澤雄一は、包囲網として事前共謀して、職務上の配達を装って、私の留守宅を訪れ、脅迫の意図を持って、無断で、無施錠の引戸式の玄関扉を開けて土間に侵入し、ヤマト運輸の月払請求書を、居間の縁端に置き去りましたが、これは以下の1から4の理由から、包囲網としての住居侵入の模倣による一連の組織力の誇示に相違ありません。

### 留守宅内侵入の正当性が無いこと

入澤雄一の主な不当性は、1違法性が誰でも自明な行為を、2会社の正規の取扱に違反して必要も無く、3先行事件を模倣して、4「立入禁止」の表示を無視して、敢行したことです。其々の蓋然性の直感的数字は以下の通りであり、其々が当り前に、犯行を確信すべき超高度な、極めて有力な状況証拠です。

総合すれば、典型的な公序良俗違反なのであり、正当性の立証が必要です。

#### 1 ★★★当り前に、自律権の侵害(公序良俗違反)であること(100%)

①行為として世界共通に自律権(憲法13条)の侵害であること、それが部分社会の法理によっては正当化し得ない性質のものであること、②その後、物が紛失したりすれば、それこそ会社の体面に係わりますから、会社の正規の取扱である筈が無く、誰でも自明な、無条件に必ず害意を認定されてしまう、当り前の、確定的不法行為ですから、一般人として選択し得ない行動と言え、それを敢えて実行した点こそが、まさに巨大な恣意性(故意の害意)です。

#### 2 ★必要が無いこと(90%) 屋外のポストで用が足ります。

#### 3 ★★前後の事件との相互関連性(模倣性)(99%)

告訴状Cのサイトウ郵便配達員の居眠り中の屋内侵入や、告訴状DⅡの村人の石井恵子の留守宅侵入との、「無意識・無防備を突いた行為」という共通性こそが、「このように、我々は何時でもお前の不意を突けるのだぞ」との、常時監視の包囲網の脅威を仄めかすことによる組織力の誇示であり、害意の対象を絞らせないことで、疑心暗鬼に陥れ、恐怖を煽っています。

留守宅侵入の脅威とは例えば、飲食物に毒を入れられるかもしれないし(生命)、他事件の証拠を隠滅されるかもしれないし(財産)、そんな状況ではうかうか出歩けません(自由)。

#### 4 ★★「立入禁止」と入口に大きく表示していたこと(98%)

両玄関扉の、目の高さに、マジックで大きく書いてありました。

上村正に対し、脅迫罪(刑法222条)

今井豊(入澤雄一・上村正)

告訴事実により、上村正は、包囲網として事前共謀して、私への脅迫の意図を持って、前橋地方検察庁検察官検事としての職務を装って、起訴猶予の職権を濫用して、合理的根拠無く不起訴処分を行い、私の告訴を妨害し、当該被告訴人らを隠避し、「お前の訴えなど認めない」との私的人格的生存(生命、自由、名誉)への害意を表示し、もって、私への無言の威力脅迫を行なったとみなせ、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪ったので、脅迫罪です。

### 上村正に対し、犯人隠避罪(刑法 103 条)

告訴事実により、上村正は、包囲網として事前共謀して、起訴猶予の職権を濫用して、合理的根拠無く不起訴処分を行い、私の告訴を妨害し、当該被告訴人らを隠避しましたが、同人らの罪状が、其々罰金以上の刑に当ることは明らかですから、同人らへの刑罰を免れさせる為に、前橋地方検察庁検察官検事としての職務を装って、その職権を故意に行使しないことにより濫用して、私の告訴を妨害し、国の刑事司法作用を阻害したので、犯人隠避罪です。

### 上村正に対し、公務員職権濫用罪(刑法 193 条)

告訴事実により、上村正は、包囲網として事前共謀して、上記の脅迫罪や犯人隠避罪を行う為に、前橋地方検察庁検察官検事としての職務を装って、起訴猶予の職権を濫用して、合理的根拠無く不起訴処分を行い、私の当該告訴を妨害し、生命に対する権利(憲法 13 条)や「不当に脅かされない利益」を侵害し、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条ないし 31 条)の行使を妨害し、また、私に義務の無い本告訴状を作らせ、当該被告訴人らを隠避したので、牽連犯としての公務員職権濫用罪です。

**挙証方法** 証拠説明書に記載の 1 から 3 号証

**附属書類** 証拠説明書と全書証

以上

告訴C IV 8 証拠説明書 20201027

番号	標目	媒体等	立証趣旨
1号書証	上村正の令和2年 10月13日付の処分 通知書	コピー 上村正が 作成	立証すべきは、被疑者が <u>入澤雄一</u> で、処分区分が <u>不起訴</u> であることです。  私が令和2年6月8日付で群馬県警沼田警察署宛に提出した告訴状C IVへの処分です。
2号書証	令和2年10月15日 14:22、上村正との 通話録音の反証書	プリント原本 USBメモリー 20201027 私が作成	立証すべきは、 <u>不起訴処分の理由を答えなかつたこと(合理的根拠を示さなかつたこと)</u> です。 ★刑訴法261条違反  理由の告知を求めたのに、起訴しないとゆう処分(同義反復)だとして、最後まで明確に告知しませんでした(おそらく起訴猶予)。  告訴状Cとの関連も指摘しましたが、書いて有る通りだから、 <u>刑事訴訟法を読み</u> 、との旨の、極めて人を喰つた物言いでした。
3号書証	告訴状C IV関連の 提出物一式	プリント原本 20200608 私が作成	立証すべきは、 <u>本告訴状と同様のことを、告訴状C IVでも訴えていたこと</u> です。  内訳は、①令和2年6月8日付の告訴状C IV、②同証拠説明書、③被害届2018、④恣意性一覧表、です。

20201027 今井豊

令和2年10月15日 14:22 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から前橋地方検察庁(群馬県前橋市大手町 3-2-1)の上村正への通話の録音の反訳書

(川西) はい、

(私) すいません、あの、今井と申しますけども、

(川西) ああ、今井さんですか、

(私) お世話になります、

(川西) ああ、川西です、

(私) これ一般電話と違うんですね、すいま、恐縮なんんですけども、あの、上村検事お願いしたいんですけども、

(川西) ああ、はい、お待ちください、

(上村検事係) もしもし、お電話代りました、

(私) あ、もしもし、ええと、みなかみ町の今井と申します、お世話になります、

(上村検事係) はい、お世話になります、

(私) ええと、一昨日かな? 頂いたあの、不起訴処分の通知についてなんですけども、はい、あの、できればご本人からその、理由の説明を受けたいんですけども?

(上村検事係) はい、あの、本人とゆうのは、検察官からとゆうことでしょうか?

(私) はい、上村正さんですね、

(上村検事係) はい、すいません、あの、どの件になりますかね? あの、事件番号が書いてあるかと思うんですけども、教えていただけますか?

(私) はい、ええと、ええ、令和2年検第1411、

(上村検事係) 1411ですかね、はい、少しお待ち下さい、

もしもし、お待たせしました、はい、そうしましたら、検事に代りますのでお待ちください。

(上村) 上村です、

(私) あ、今井と申します、いつも、お世話になります、

(上村) こちらこそ、

(私) ええと、入澤雄一さんの件なんですけども、ええと、どういったところがあの、罪とならずなんでしょうか? あ、罪とならずかどうかわからないんですが、

(上村) あ? ええとですね、起訴しないとゆう不起訴処分です、

(私) あ、はい、その、嫌疑を否定した理由を知りたいんですけども?

(上村) 嫌疑は否定してないんですけど?

(私) んん? あの、住居侵入に当たる行為は確かに有ると思うんですけども?

(上村) はい、

(私) その、それがまあ、通常はまあ、やらない行為だということですね? 一つ目は。あの、留守中に私宅に入ってあの、物が紛失したりすれば、当然、責任あの、疑い掛けられませんで?

(上村) はい、

(私) まあ、通常の取扱として、留守宅に立入るとゆうのがまあ、正当な取扱であるはずが

今井豊(入澤雄一・上村正)

ないとゆうことですね?

(上村) はい、

(私) それともう一つは、上村さんはあの、郵便局事件の方も不起訴にしておられますよね?

(上村) ちょっと、郵便局事件と言われても、ちょっとわからないんですけども?

(私) ええと、みな、月夜野郵便局のサイトウのまあ、ええ、居眠り中の住居侵入が、ええ、今年の前半に不起訴にして頂いてると思うんですが?

(上村) あ、はい、

(私) はい、その件との関連性を考慮して頂けましたら、その、嫌疑不十分になる筈が無いと思うんですが?

(上村) あ、あの、嫌疑不十分と書いて有りますか?

(私) ああ書いて無いです、まだそれはあの、教えて頂いてないんですけども、ええ、そういう認識で居るんですが、どのあたりが否定されたんでしょうか?

(上村) な、何も否定してないんですけど、起訴はしないとゆう処分です、

(私) え? 微罪処分でゆうことですか? いわゆる

(上村) 不起訴処分です、はい、微罪処分でな警察がする処分なんで、うちのほうではそういう処分は無いですね、

(私) ええと、そうすると、そうゆう、そうゆう裁量が有る、有るとゆうことですか?

(上村) まあ、起訴・不起訴を決める権限は、

(私) 権限はそうなんんですけど、そうゆう、嫌疑が否定できないのに、不起訴にはできないんじゃないですかね?

(上村) できます、

(私) ううん? そうするとあの、私が告訴状を直接出したわけではないんですけども、動機に当るところがその、十分な嫌、ああ、か、確証が得られないとゆうことでしょうか?

(上村) 動機に当るところ? いや、特にそこは関係ないです、

(私) ええと、意味がよくわからない、そうすると、どうしてその、犯罪に当らない、住居侵入に当らないんでしょうか?

(上村) 犯罪に当らないって判断は、そこには書いて無いと思うんですけど?

(私) どの辺りが、

(上村) 仮に犯罪に当るとしても全て起訴してるわけではないので、刑事訴訟法では、

(私) いえ、それはわかってます、ですから、ですから、まあ、告訴状ってゆうのは嫌疑を訴えてる物なんですね、そのどこを否定されたと?

(上村) 特に否定も何もしてませんけども? 書いて有りますけども、

(私) 否定しなければ不起訴になるはずないですよね? どこか当たり前のことを否定してますよね?

(上村) 刑事訴訟法を見てからお電話頂いたほうが?

(私) おっしゃってる意味が解りませんが、まあ、見てみます、はい、ありがとうございました。

以上